

別記様式第1号(第四関係)

へいせい ねん ど な が の け ん ~~み~~ よ た ま ち お も が え ち く か っ せ い か け い か く
平成25年度長野県~~御~~代田町面替地区活性化計画
HL (変更)

な が の け ん み よ た ま ち
長野県・御代田町

(平成25年4月)
平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成26年度長野県御代田町面替地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	御代田町	地区名(※1)	面替地区	計画期間(※2)	平成25年度～平成29年度

目標:(※3)

近年における面替地区は、高齢化と人口の減少が町内の農村集落の中でも最も早く進み、生産年齢層の減少から農地や山林の荒廃が進んでる地域である。そこで、都市住民との交流拡大を図り、更に面替地区の地域活性化につなげる為、要望の強い滞在型市民農園(クラインガルテン)と交流施設を整備する。滞在型市民農園は、近隣市町村に類似の施設はあるものの、希望者が待機している状況であり、面替地区に新たに整備しても、佐久ICから5分という立地条件である為、利用者は十分確保できると見込める。

交流館の整備に当たっては、稲作塾の活動を拡大すること、またこれまで地元だけで行っていた里山整備、盆踊り、龍神まつり、どんど焼き等の行事を交流イベントとして拡大開催し交流人口増を見込むこととした。

面替地区の活性化と定住者の増加目標値は次のとおり。

※計画最終年度年間交流人口目標値

○交流施設・稲作塾…平成22年度80人 平成23年度103人 平成24年度130人と増加傾向にあることを考慮して、平成29年度460人を見込む。

・交流イベント参加…下記内訳のとおり平成29年度480人を見込む。

内訳 クラインガルテン契約者の友人夫婦 … 2人/1区画×1回/月×12ヶ月×8区画=192人。

クラインガルテン契約者の子ども家族 … 3人/1区画×1回/月×12ヶ月×8区画=288人。 合計192人+288人=480人

○クラインガルテン … 契約者(夫婦)2人/1区画×2回/月×12ヶ月×8区画=384人を見込む。

したがって、目標最終年度の平成29年度は交流施設で940人(稲作塾460人+交流イベント参加480人)を、またクラインガルテンで384人の合計1,324人を目標値とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

御代田町は長野県の東部に位置し、東は軽井沢町、西は小諸市、南は佐久市に接し、北には日本屈指の活火山である浅間山がそびえ、その南麓に広がる地域にある。また、年間を通して涼しく、降雨量が比較的少ない気候は、優れた高原野菜のレタス、白菜、キャベツを育てており、精密機械工業や食品加工と製造業を盛んに営んでいる。近年では、長野新幹線や上信越自動車道等が整備され、首都圏とのアクセス環境も整い、自然環境と交通の利便性を求める人たちが御代田町に多く転入し、人口の増加率は長野県下でもトップクラスで自然豊かで穏やかな高原の町である。面替地区は、そんな御代田町の南西に位置し居住空間を農地や山林で囲まれ、区域内に一級河川の湯川が流れる豊かな自然環境に恵まれている。また、都市部からは、長野新幹線・上信越自動車道と交通の便も概ね1時間程とよく、近隣に軽井沢町もあり都市部との交流には適した集落である。また、当該地区の実態としては傾斜地が多く経営面積が小規模であり、土地利用型農業への転換は困難な地域であるが、年間を通して冷涼な気候条件を活かした高原野菜の生産による農業経営を展開している。

しかしながら、近年は農業従事者の高齢化や後継者不足による離農離村により農林地の荒廃が進んでいる。このような中、地元有志が主体となって農作業体験を目的に都市住民との交流(通い稲作塾)を開催し、年々認知度も上がり増加傾向となっており、交流人口の増加による活性化を図ろうとする事例が見られる。

現状と課題

近年における当該地区は、平成20年度139人であった人口が平成24年度においては125人と10.1%減少しており、高齢化率も39.2%と高く、町内同様の農林業集落と比して最も人口減少率及び高齢化率が進んでいる地域であり、地区の活力が低下する中、今後、如何に地区の活性化を図っていくかは喫緊の課題である。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化及び後継者不足により地区活力が低下する中、上信越自動車道佐久ICから10分また佐久平スマートICからは5分という立地条件を活かし、地元有志による農作業体験の取組等による都市住民との交流の拡大を図り地域の活性化を目指すものとする。具体的には、滞在型市民農園(クラインガルテン)と交流施設を整備し、これを拠点として都市に住む人々の農業体験や自然とのふれあい活動の増進を図るとともに、地元住民の農業指導を受けながらの交流を促進することによって、面替地区の活性化と定住者の増加を促す。なお、活性化計画期間中は、町担当部局において目標値の実績状況を調査検討し、必要に応じて関係機関に協力等を求めながら目標最終年度には達成できるよう努める。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
御代田町	面替地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	御代田町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

面替地区(長野県御代田町)	区域面積(※2)	109ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は109ha、そのうち農地18.6ha・山林73.1haの合計91.7haとなっており、84.1%の割合となっている。(国土地籍調査成果より) また、区域の全就業者は68人で、その内農林漁業従事者は27人となり、その割合は39.7%となっている。(2010年農林業センサスより)		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は、5年前の139人に比べ現在は125人となっており10.1%の減となっているとともに、農林業従事者の高齢化が進行していることから、活性化のためには農業体験等の交流を進めることが農業振興上、必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域に市街地を形成している区域(都市計画法に基づく市街化区域や用途地域を含む)はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
北佐久郡御代田町大字面替字大星	599-1	畑		1,722	所有権	御代田町		所有権	茂木 亘	大字面替538	□	ラウベ(休暇施設)、ラウベ物置、農機具収納施設、農園、主園路、細園路、駐車場	
	599-3	畑		1,072	所有権	御代田町		所有権	茂木 豊春	大字面替549	□		
	602-1	畑		402	所有権	御代田町		所有権	茂木 政彦	大字御代田3935-30	□		
	606	畑		329	所有権	御代田町		所有権	茂木 巨海	大字御代田2737-11	□		
	608-1	畑		1,158	所有権	御代田町		所有権	茂木 巨海	大字御代田2737-11	□		
	608-2	畑		1,321	所有権	御代田町		所有権	大井 忠	大字豊昇385	□		
	613-1	畑		656	所有権	御代田町		所有権	茂木 和彦	大字面替380	□		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	ラウベ	8棟	木造平屋建	50.2m ²	401.6m ²	平成26年12月～平成27年3月
	ラウベ物置	8棟	木造平屋建	1.7m ²	13.6m ²	
	農機具収納施設	1棟	木造平屋建	16.6m ²	16.6m ²	
工作物	農園	8区画	13.5×9.0	121.5m ²	972.0m ²	平成26年8月～平成26年11月
	主園路	幅4.0m	4.0×140m	560.0m ²	560.0m ²	
	細園路	幅2.0m	2.0×平均20.0m×4	40.0m ²	160.0m ²	
	駐車場	402.0m ²	通	402.0m ²	402.0m ²	
	共同菜園(共同ガーデン含)	一式	402.0m ²	1,850m ²	1,850m ²	
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成27年4月

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する頁

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div>	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の確認は各年度ごと確認し、進捗状況を町、農業委員、地区の代表者、農業者等の代表で検証し、次年度対策を検討しながら推進する。

最終評価は、計画期間終了後の平成30年度に以下の目標達成状況を検証する。

- ・ 地域への交流人口として年間1,324人(施設利用簿や契約書により町で確認。)

評価結果については、町産業経済課窓口等で公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・ 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・ 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・ 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。